

最高裁秘書第3826号

令和3年12月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

11月15日付け（同月17日受付、第030700号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

7月13日付け請書（片面で6枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他不当な利益を害するおそれがある情報（法人及び代表者の印影）が記載されており、これら情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）



言青書

令和3年7月12日付け司法修習生用バッジの購入契約について、以下の条項及び別紙仕様書によりお請けします。

1 購入物品の品目、規格等、数量、単価及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 品目
(2) 規格等 } 別紙仕様書のとおり
(3) 数量
(4) 単価【税抜き】 金640円
(5) 契約金額 金528,000円

(うち消費税及び地方消費税額 金48,000円)

2 引渡期限

令和3年9月30日(木)

3 引渡場所

司法研修所(埼玉県和光市南二丁目3番8号)

4 代金の支払い

最高裁判所が支払請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)
以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

5 履行遅延の賠償

- (1) 最高裁判所は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。
- (2) 受注者は、その責めに帰すべき事由により物品の引渡しを遅延した場合には、遅延損害金を最高裁判所に支払わなければならない。
- (3) (1)及び(2)の遅延損害金は、(1)の場合においては、支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率(ただし、率適用は財務省告示の施行日による。)の割合で、(2)の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、遅延日数に応じ民法(明治29年法律第89号)第404条に基づき算出される法定利率の割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

6 その他

- (1) 物品引渡しまでに要する費用は、一切受注者において負担する。
- (2) その他必要な事項については、最高裁判所の係官の指示に従うものとする。

令和3年7月13日

東京
松本
代表

12番2号

郎

支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司 殿

仕 様 書

1 件 名

司法修習生用バッジの購入

2 品目及び数量

司法修習生用バッジ 750 個

3 納入場所

司法研修所【所在地：埼玉県和光市南二丁目3番8号】

4 納入期限

令和3年9月30日(木)

5 規 格 等

(1) デザイン等

別紙1のとおり

(2) 材質等

純銀製

総磨き光沢ニッケルメッキ仕上げ

(3) 製法

七宝焼き

(4) サイズ

ア 上片

長さ 10mm

幅 3.5mm

イ 右片

長さ 7.0mm

幅 2.3mm

ウ 下片

長さ 9.5mm

幅 3.0mm

(5) 色 (3色)

ア 緑 (表面) 銀

イ 上片 (表面) 紺

ウ 右片 (表面) 赤

エ 下片 (表面) 白

オ 裏面及び側面 銀

カ 表面中央部分 (三片三又箇所) 黒 (ラッカーでの着色)

(6) 厚さ

1.8mm 程度

(7) 留め具

タック式

(8) 包装

ア 各司法修習生バッジ（以下「バッジ」という。）1個につき1個の簡易箱（45×32×10（mm）程度）に収納すること。また、簡易箱100個につき1つの身蓋箱に納めること。

なお、簡易箱の材質等については、収納されたバッジが毀損等しないよう配慮すること。

イ 簡易箱の背面には、別紙2の留め具の使い方を表示すること。

なお、表示方法の詳細については、契約締結後、別途協議することとする。

(9) その他

詳細については提示する見本のとおりとする。

5 納入方法

- (1) 受注者は、量産開始前に、バッジ及び簡易箱の試作品を各1個、司法研修所に提出し、承認を得ること。
- (2) 受注者は、納入物につき、本仕様書に適合していることを確認の上、納入すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

6 その他

- (1) 見積金額は、納入までに要する一切（デザイン費を含む。）の費用とする。
- (2) 納入日時については、発注者及び受注者が協議の上、納入期限内で発注者が指定する。
- (3) その他詳細については、発注者及び受注者が協議して決定する。

別紙1

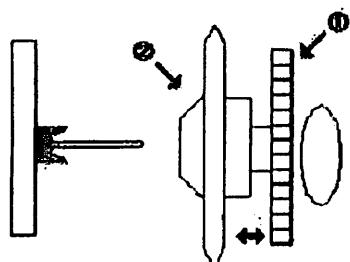
上片



右片

下片

タック式の使い方



◆①のつまみを引き、②の円盤とのすき間を広げると、留め具を外すことができます。

◆針を服地に差し込み、後ろから、留め具をはめ込みます。